

越谷市ブランドメッセージプロモーションコンテンツ制作事業 業務委託仕様書（案）

1. 件 名

越谷市ブランドメッセージプロモーションコンテンツ制作事業業務委託

2. 履行期間

契約締結日から令和8年(2026年)1月30日（金）まで

3. 履行場所

広報シティプロモーション課

4. 目 的

少子高齢化が急速に進み人口減少社会を迎え、多様化・個人化、情報技術の進歩による価値観が大きく変わる中で、都市の発展や活力ある地域社会の実現はもとより、まちの存在自体の価値が問われることになる。

そこで、本業務ではブランドメッセージ「水遊都市KOSHIGAYA」をPRし、若者世代や現役世代が地域の魅力や個性を共感とともに市内外に発信することで、ブランドメッセージの浸透を図るとともに、まちの持続可能性につながる価値を創出することを目的とする。

5. ブランドメッセージ「水遊都市KOSHIGAYA」について

地域が持つ独自の魅力や資源を活かし地域の価値を高め共感とともに発信していくため令和7年1月に越谷市が策定したブランドメッセージ。

策定にあたっては、令和5年度に実施した市民ワークショップ（計4回開催、のべ124人の参加）での意見を踏まえ、「5本の一級河川やレイクタウンの水辺」、「暮らしやすさやライフスタイルの充実」、「歴史と新しさの融合」、「人と人とのつながり」などの地域の魅力をデザイン等で表現している。



5本の一級河川が流れ、水によってかたちづけられた自然を基盤に美しいまちなみが広がる。

ここ越谷市は、豊かな水辺が自慢の都市です。

色とりどりの花が咲き、季節ごとに様々な鳥たちが集まる。

そんな水辺では、多くの市民が、つながり、今日も新しいワクワクが生まれていく。

水郷としての歴史・文化をもつ越谷市は、今、

水辺で遊ぶように暮らす都市として楽しい変化の真っ只中です。

6. 業務内容

次に掲げる項目及び受託者がプロポーザルにおいて提案した事項を履行する。

なお、業務の実施にあたっては、ブランドメッセージはもとより、越谷市シティプロモーションアクションプラン（別添資料1）、市民ワークショップによる越谷市シティプロモーションアクションプランおよびブランドメッセージの検討経過（別添資料2）を踏まえたものとする。

（1）ブランドメッセージプロモーションポスターの制作

ブランドメッセージ「水遊都市KOSHIGAYA」のプロモーションポスターを6種以上制作する。

ア 制作するポスターは下記①～⑥のテーマで各1種以上制作すること。

①レジャー、②コミュニティ、③イベント、④景観、⑤学生、⑥子ども

イ ポスターのサイズは原則B1サイズとする。

ウ 用紙はマットコート紙を使用し、刷色はフルカラー4色刷りとする。

エ 制作部数は各種50部とする。

オ 企画、編集、写真撮影、デザイン、レイアウト、校正、印刷、梱包等に関する業務の一切を行うこと。

（2）ブランドメッセージプロモーションリーフレットの制作

ブランドメッセージ「水遊都市KOSHIGAYA」のプロモーションリーフレットを制作する。

ア リーフレットは（1）で制作するポスターの内容をまとめ、誘引する内容とすること。

イ リーフレットの規格は、原則A4サイズ1枚とする。

ウ 用紙はマットコート紙を使用し、刷色は両面フルカラー4色刷りとする。

エ 制作部数は10,000部とする。

オ 企画、編集、写真撮影、デザイン、レイアウト、校正、印刷、梱包等に関する業務の一切を行うこと。

（3）ブランドメッセージを市内外に発信するコンテンツの制作

ブランドメッセージ「水遊都市KOSHIGAYA」を市内外の若者世代、現役世代に効果的に発信する（1）、（2）以外のコンテンツを提案し、制作すること。

※提案例を以下に示す。ただし、これらによらず目的の実現に、より効果的と考えられる事業を提案すること。

①プロモーション映像の制作

②プロモーションノベルティの制作

③タペストリーやフラッグ等ブランドメッセージのプロモーションに資する装飾の制作

- ア コンテンツの内容は（１）、（２）に関連した内容とすること。
- イ コンテンツの企画、編集、撮影、デザイン、レイアウト、校正等制作に関する作業の一切を行うこと。
- ウ その他のプロモーションコンテンツに関する内容については、発注者と受注者で別途協議のうえ決定する。

（４）その他制作業務にあたっての注意事項

- ア 受注者は、その他本事業のために必要な事項を実施すること。
- イ 受注者は、業務遂行に先立って発注者に工程表、組織体制に関する資料を提出するとともに、これを遵守し、工程に沿って事業を実施するために、最善の努力を尽くすこと。
- ウ 受注者は、発注者から業務に関して経過その他の報告要求があったときはこれに応じること。

7. 成 果 品

- （１）ブランドメッセージプロモーションポスター
- （２）ブランドメッセージプロモーションポスター印刷用イラストレーターデータ（トンボ付き）
- （３）ブランドメッセージプロモーションリーフレット
- （４）ブランドメッセージプロモーションリーフレット印刷用イラストレーターデータ（トンボ付き）
- （５）ブランドメッセージを市内外に発信するコンテンツ
※納品形態については発注者と受注者で別途協議のうえ決定する
- （６）本事業で収集したデータ一式
- （７）上記の電子データ（ＣＤ－ＲもしくはＤＶＤ－Ｒ）一式
- （８）その他発注者が必要とする資料

※納品場所：広報シティプロモーション課

8. 成果品に関する責任の範囲

受注者は、業務完了後に受注者の過失、粗漏等に起因する不備が発見された場合には、訂正、補足その他の措置を行わなければならない。これに要する費用は受注者の負担とする。

9. 成果品の管理及び帰属

本業務に関連して収集、分析した資料、成果品はすべて発注者に帰属するものとし、発注者の許諾なく他に公表、貸与等をしてはならない。

10. 成果品に係る著作権等

(1) 受注者は、この契約により作成される成果品の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条および第28条の権利を含む）を発注者に譲渡するものとする。

(2) 著作者人格権の制限

ア 受注者は、発注者が行う次に掲げる行為を許諾するものとする。

(ア) 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表すること

(イ) 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を維持、運営、管理、広報等のために必要な範囲で複製し、又は改変すること

(ウ) 著作権に係る成果物等を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること

(I) 成果物又は著作権に係る成果物等を公表するときに著作者名の表示をしないこと

イ 受注者は、あらかじめ発注者の承諾又は合意を得ることなく成果物又は著作権に係る成果物等の公表をしてはならないものとする。

ウ 受注者は、発注者が著作権を行使する場合において、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならないものとする。

(3) 第三者の著作権等の侵害の防止等

ア 受注者は、受注者が発注者に引き渡した成果物の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを保障するものとする。第三者の有する著作権等を侵害した場合は、受注者は、その損害を賠償し、必要な措置を講じなければならないものとする。

イ 受注者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならないものとする。

11. その他

(1) 受注者は、常に発注者と連絡を密にし、発注者との協議を経て忠実かつ誠実に業務を遂行すること。

(2) 受注者は、業務の進捗状況を必要に応じて発注者に報告すること。

(3) 受注者は、本業務の遂行上、直接又は間接的に知り得た秘密を外部に漏らし又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。

(4) 仕様書に定めのない事項、および疑義が生じた場合は発注者と受注者で協議のうえ、決定するものとする。

12. 問い合わせ先

越谷市 市長公室 広報シティプロモーション課
〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
電話：048-967-1325（直通）
E-mail：koho@city.koshigaya.lg.jp